

# 神戸市子ども会活動 補助制度のあらまし

## 補助制度の目的

地域子ども会の育成と活動の発展、  
助長をはかり、児童の健全育成に  
資するため、市内の子ども会に補助  
金を交付します。

## 補助の対象となるもの

この補助制度により、補助金を申請することができるものは、次の各号全てに該当するものとする。

- ( 1 ) 同一地域において20名以上の就学前3年から中学生までの児童で構成され、地域の全児童を対象に活動している子ども会であること。
- ( 2 ) 子ども会を支援する地域住民が参加した、育成組織が確立されていること。
- ( 3 ) 適格な指導者・育成者によって、継続的な活動が期待できること。
- ( 4 ) 神戸市子ども会連合会安全会への加入、またはそれと同等以上の保険（共済）に加入していること。
- ( 5 ) 区長に単位子ども会として届け出をしていること。
- ( 6 ) 区子ども会連合会に加入していること。

## 補助基準及び補助額

### 新規結成子ども会活動補助金

補助額 5,000円と旗1組（新規結成時の経費の一部として補助）

#### 補助基準

- ( 1 ) これまで子ども会がなかった地域に結成された子ども会を対象とする。
- ( 2 ) 会員数が増えて分割する場合、150人を下回らない範囲で分割し、新たな名称を付した子ども会を対象とする。
- ( 3 ) 合併による新規結成ではないこと。
- ( 4 ) 解散後3年未満の地域で新たに結成された子ども会は対象としない。

詳細についてはお問い合わせ下さい。

## 単位子ども会活動補助金

補助額	20 ~ 29名	20,000円	次に掲げる経費の一部として補助 単位子ども会指導者等の研修 会及び研究活動 児童の健全育成のための諸行 事 他の子ども会、またはこれに準 ずる団体との連絡・交流のため の活動
	30 ~ 49名	27,000円	
	50 ~ 99名	35,000円	
	100 ~ 199名	48,000円	
	200名~	61,000円	

### 補助基準

- (1) 会員数は、申請時の数とする。
- (2) 年度途中において、新規結成された子ども会の補助額は、結成日がその月の14日までの場合はその月を、15日以降の場合は翌月を起算月として月割り計算したものとす。(10円単位切り上げ100円単位で補助)

## モデル子ども会活動補助金

補助額 30,000円(モデル子ども会活動経費の一部として補助)

### 補助基準

- (1) 区子連会長・市子連会長の推薦があること。
- (2) 区内、市内の子ども会活動の模範となるような活動をしていること。
- (3) 実験的・開拓事業の実施に取り組んでいること。
- (4) 年度終了後、活動報告書を提出し、指導者・育成者研修会において活動結果を報告することを承諾していること。
- (5) 指定期間は1年とする。

## 補助の申請手続き

- 1 新規、単位及びモデルの各子ども会活動補助金の申請は、各々所定の申請書に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。
- 2 指定箇所には代表者の印を押してください。(銀行届印と同一の必要はありません)添付書類は、定められたとおり提出して下さい。
- 3 申請書等が不備な場合、再提出して頂くことになります。
- 4 不正な手段で交付を受けたとき、年度途中で解散したとき、その他区長が不相当と認めたときは、補助金の返還を命ずることがあります。
- 5 申請手続きは定められた期日に遅れないように提出して下さい。

## この補助制度のお問い合わせ先

区役所

神戸市子ども会連合会  
電話 078-366-3774

神戸市(保健福祉局児童家庭課)  
電話 078-322-5210